

8 月
2025

労 務 通 信 168 号



成迫 社会保険労務士法人

松本事務所 TEL 0263-88-2862

長野事務所 TEL 026-291-4152

飯田事務所 TEL 0265-49-3602

従業員の健康管理

労働者が安全で健康的に働ける環境を整備するために、労働安全衛生法はじめ法律・規則類が施行されています。令和7年においては、6月より労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が義務化されました。今回は健康診断とまた熱中症の義務化についてお伝えします。



○労働安全衛生法の健康診断の種類

種類	頻度	対象者
定期健康診断	1年以内に1回	正社員、また正社員の週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者（1/2以上3/4未満で働くパートタイム労働者に対しても、健康診断を実施するのが望ましいとされています）
雇入時の健康診断	入社時	定期健康診断と同じ
特定業務従事者の健康診断	特定業務に配置換えの際、また6ヵ月以内に1回	深夜業、有害物質を扱う業務、極端な温度環境での作業などに従事する労働者（深夜業の場合、週に1回以上または1ヵ月に4回以上深夜業務を行う労働者）

その他、特殊業務従事者などへの法定健康診断もあります。

※健康保険が協会けんぽの場合、35歳以上は協会けんぽの行う生活習慣病予防健診（一般健診）の対象となりますが、検査項目が上記の定期健康診断をカバーしているため代わりとすることができます。

健康管理の基本は定期的な健康診断となります。労働者に現在の健康状態を自覚してもらい、事業所としても労働者の体調を把握するための手段として利用することができます。

健康診断で異常の所見のある労働者については、再検査や就労の可否について医師の意見を聞かなければなりません。また、医師の意見を勘案して、必要があれば就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など、適切な措置を講じなければなりません。労働基準監督署の調査でも指摘されるポイントですので、丁寧に対応しておく必要があります。

○熱中症対策の義務化

対象となる事業

「WGBT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※WGBTとは？

熱中症リスクを判断する数値として、気温や湿度、日射・放射などの要素をもとに算出される数値です。熱中症予防情報サイト等で地域の数値の実況と予測が発表されています。また、測定器なども市販されています。

義務化される内容

○体制整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制整備

○手順作成

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
①事業場における緊急連絡網の作成、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成

○関係作業員
への周知

建設業、農林水産業などの屋外がイメージされる業種だけでなく、エアコンの無い部屋での作業や一部屋外作業がある場合など、全業種で義務化の対象となる可能性があります。

従業員が自分から体調の違和感を申告できる職場環境、関係性を構築しておくことが大切です。ご不明点等ございましたら、弊社担当にご相談ください。

平沢 甲一